

TOYAMA VICTIM SUPPORT CENTER



公益社団法人

とやま被害者支援センターだより

2022. 11. 8 発行 第40号



目

次

巻頭言	「犯罪被害者に寄り添うこと」富山地方検察庁 検事正 佐藤 淳…………… 1
犯罪被害者週間行事 高原兄氏と鍋田恭子氏の『ここに寄り添うトークショー』…………… 2	
犯罪被害者支援功労団体表彰受賞 …………… 2	
活動報告（令和4年度上半期）…………… 3～4	
教えて！とやま被害者支援センターの活動！！…………… 5	
寄付型自動販売機・ホンデリングについて…………… 6	
とやま被害者支援センターからのお願い…………… 7	

犯罪被害者に寄り添うこと

～とやま被害者支援センターの
活動に寄せて～

富山地方検察庁

検事正 佐藤

あつし 淳



長い間、犯罪被害者は、我が国の刑事手続において、一般の参考人や証人と同じ立場にあるとされてきました。しかし、被害者は、その家族や遺族を含め、犯罪による痛みを直接に受けた方であり、加害者の刑事手続の推移や結果に重大な関心を持ち、その正当な処分を期待するのは当然のことです。そして、数々の痛ましい事件や事故の発生を背景に、被害者に刑事手続への十分な関与の機会がないこと、いわゆる二次被害を受ける場合があること、犯罪による財産上の損害回復が困難であることなどの問題が指摘され、多くの人々から共感の声が上がったことなどを受け、この二十年余りの間、刑事司法分野における数々の法整備が行われました。その結果、被害者参加制度、被害者特定事項秘匿制度、損害賠償命令制度のほか、法廷への付添い、ビデオリンクによる証人尋問といった負担軽減のための諸制度等が導入され、以前に比べれば、制度上の被害者の保護は進みました。

しかしながら、現実問題として、今もなお、法知識や経験の少ない犯罪被害者が刑事手続に関与し、加害者の正当な処分を求め、さらには、財産上の損害回復に至るまでの負担や困難は極めて大きいものがあります。また、少なくない方々が、その間、精神・身体の不調、経済的な困窮、捜査や裁判における負担等の二次被害に悩み、不安や孤独を感じています。さらには、法廷における加害者や見知らぬ人が聞いている中での証言を想像するだけで、自らが受けた痛みを蓋をし、加害者の処罰を断念する方がいることも、紛れもない事実です。

検察は、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用するという刑事司法の役割の一翼を担うとともに、これにより、犯罪被害者の正当な権利利益を守るという理念を持っています。この富山においても、犯罪の捜査・公判を直接に担当する検察官のみならず、専従の被害者支援員を始めとする被害者支援担当者を置き、警察等の関係機関・関係団体との間で、個々の被害者のためにそれぞれができることを共有するなどして連携し、被害者支援の取組に力を入れてきました。しかし、この数か月間でさえ、私たちは個々の被害者の思いに応えられているのかと自らに問いかけなければならない出来事がいくつもあります。

こうした被害者の負担、それぞれが抱える悩みや不安を想像したとき、被害者から電話相談を受け、面接相談を行い、警察、検察、弁護士事務所、裁判所等に付き添い、送り迎えをし、被害者に様々な情報を提供することなどを通じ、個々の被害者に寄り添い続ける被害者支援センターの活動の重要性は、強調しても強調しすぎることはありません。

今後とも、より一層の連携とご協力をお願いするとともに、検察に対する忌憚のないご意見を寄せていただきたいと考えています。引き続き、どうかよろしくお願いいたします。



令和4年度 犯罪被害者週間 11月25日(金)～12月1日(木)



高原 兄氏と鍋田恭子氏の 『こころに寄り添う トークショー』



日時 令和4年11月27日(日)

午後1時30分～午後3時30分(開場午後1時)

場所 パレブラン高志会館2Fカルチャーホール(入場無料)

プログラム

○ 第一部 開会式

13:30～

○ 第二部 高原兄氏と鍋田恭子氏の『こころに寄り添うトークショー』14:00～

祝 犯罪被害者支援功労団体表彰受賞

10月14日(金)午後1時から東京都千代田区内幸町のイイノホールにおいて「全国犯罪被害者支援フォーラム2022」が開催され、とやま被害者支援センターが栄えある犯罪被害者支援功労団体表彰を受賞いたしました。

これも平素より当センターの事業活動につきまして、格別のご理解とご協力、ご支援を賜っている皆様のお陰と深く感謝しており、厚く御礼申し上げます。



全国犯罪被害者支援フォーラム2022での
犯罪被害者支援功労団体表彰の受賞式の様子



犯罪被害者支援功労団体表彰の受賞後、
金屏風前にて記念撮影。中央が津嶋理事長。



杉本県警本部長(左奥)と田平警務部長(右奥)
に報告した津嶋理事長(手前左)と小山専務理事

活 動 報 告 (4月～9月)

支援活動状況



	相 談 の 方 法						直 接 的 支 援 関 係					
	電 話	電 子 メ ー ル	手 紙	面 接	そ の 他	計	警 察 関 連 支 援	裁 判 関 連 支 援	検 察 庁 関 連 支 援	付 弁 護 士 相 い 談	そ の 他	計
殺人（傷害致死）	38	3	0	6	0	47	0	1	1	1	0	3
強姦性交等（準含）	27	3	0	4	0	34	0	7	5	0	1	13
その他の性的被害	22	12	0	5	0	39	1	0	0	0	0	1
暴行・傷害	5	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0
交通死亡事故	9	0	0	5	0	14	0	2	0	1	0	3
交通事故	6	0	0	1	0	7	0	0	0	0	0	0
財産的被害	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
その他	15	0	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0
計	124	18	0	21	0	163	1	10	6	2	1	20

研 修 会

県内研修

●継続研修

- ・ 6/15 「日常生活支援（目的・具体的方法・留意点）」
藤澤由美子氏（NNVS認定コーディネーター）
- ・ 7/21 「『質の向上研修 上半期』を受講して」
当センター相談員
- ・ 9/14 「直接的支援の方法」
遠藤えりな氏（NNVS認定コーディネーター）



継続研修 日常生活支援
講師 藤澤由美子氏（リモート）

●事例検討会

- ・ 5/19、9/8
スーパーバイザー 大久保恵美子氏
アドバイザー 高野佳子氏



継続研修 直接的支援の方法
講師 遠藤えりな氏

県外研修

- ・ 7/8、9 「質の向上研修 上半期」 静岡県 1名
- ・ 8/5、6 支援責任者会議 リモート 1名
- ・ 9/12～16 実地研修 都民センター 1名
- ・ 9/29 自助グループ全体会議 リモート 2名



県外研修 質の向上研修 上半期

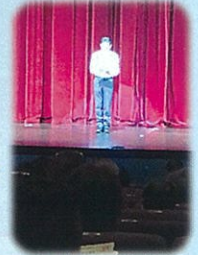
広報啓発

命の大切さを学ぶ教室



6/30 高岡工芸高等学校2年生270名に対し被害者の方に講話をしていただきました。

おまわりさんの演奏とドリルの祭典で広報



8/7 オーバードホールにて広報啓発用チラシ・うちわを配布したほか、県警察本部警察相談課から犯罪被害者支援についての講話がありました。

犯罪被害者等支援啓発パネル展

(令和4年6月20日～令和5年1月27日 県下15市町村を巡回中)

被害者支援DVDコーナー新設

展示パネルだけでは伝え切れない部分を補うため、DVDコーナーを設けました。

同コーナーでは、とやま被害者支援センターの活動内容を詳しく紹介したDVD（「あなたのところに寄添う支援を」）を上映しております。ぜひご覧ください。

(なお、施設によっては、上映できない場所及び時間帯もあります。)



6月 舟橋村 舟橋会館



8月 南砺市 市民ホール



8月 富山市役所 多目的コーナー



9月 入善町 コスモ21

パネル展の実施スケジュール (変更になる場合もあります。)

	実施日	自治体	実施場所	
6月	6月20日(月)～6月24日(金)	舟橋村	舟橋会館	終了
8月	8月1日(月)～8月5日(金)	南砺市	南砺市役所福光庁舎1階市民ホール	終了
	8月8日(月)～8月12日(金)	黒部市	黒部市役所2階	終了
	8月22日(月)～8月26日(金)	富山市	富山市役所1階多目的コーナー	終了
9月	9月5日(月)～9月9日(金)	入善町	入善ショッピングセンターコスモ21	終了
	9月26日(月)～9月30日(金)	魚津市	魚津市役所正面玄関ロビー	終了
10月	10月3日(月)～10月7日(金)	滑川市	滑川市役所西館1階玄関	終了
	10月17日(月)～10月21日(金)	朝日町	朝日町役場庁舎町民ホール	終了
	10月24日(月)～10月28日(金)	立山町	立山町元気交流ステーションみらいぶ	終了
11月	11月14日(月)～11月18日(金)	氷見市	氷見市役所1階協働スペース	
12月	12月5日(月)～12月9日(金)	小矢部市	小矢部市役所1階ロビー	
	12月12日(月)～12月16日(金)	砺波市	砺波市役所正面ホール	
	12月19日(月)～12月23日(金)	上市町	つるぎふれあい館	
1月	1月16日(月)～1月20日(金)	高岡市	高岡市役所1階ロビー	
	1月23日(月)～1月27日(金)	射水市	射水市役所1階エントランスホール	

教えて!

とやま被害者支援センターの活動!!



●電話相談

訓練を受けた犯罪被害相談員による電話相談を行います。



●面接相談

必要に応じて専門家による法律相談やカウンセリングを行います。



●直接的支援

必要に応じて検察庁・警察署・病院・裁判所等への付添い等を行います。

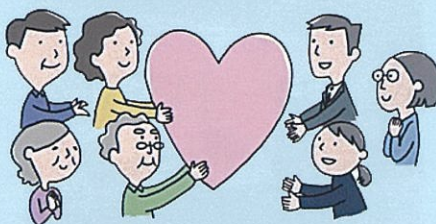


●支援活動員の養成・研修

あらたな支援員を養成するための養成講座と、支援技術の向上を図るための継続研修を行っています。



あなたのところに 寄り添う支援を



辛く感じる時…
誰かに話を聞いてもらいたい…
そんなときは、
とやま被害者支援センターに

●自助グループ支援

同じような被害にあわれた被害者(遺族)同士が集う交流場所の提供や、活動の支援を行います。



●広報・啓発活動

支援の必要性を広く知ってもらうためにパネル展の開催や広報誌・パンフレット等を作成して情報発信します。



●関係機関・団体等との連携

被害者の方の多岐的にわたるニーズに総合的に対応するため、司法・行政・医療等の関係機関・団体等と連携した支援活動をしています。



☎相談電話

(076) 413-7830

なやみゼロ

あなたの優しさで活動が支えられています!!

被害者等支援寄付型自動販売機

被害者等支援 寄付型自動販売機

の設置にご協力をお願いします。

被害者等支援寄付型自動販売機を設置することで、
購入した商品の一部が、公益社団法人とやま被害者支援センターへ
（犯罪被害者等）に寄附され、犯罪被害者等の支援活動に役立てることができます。

このパネルが
「支援のために
役立てられます」
の目印です。



被害者等支援寄付型自動販売機を通じて寄せられた寄付金は、
公益社団法人とやま被害者支援センターへ寄附され、
犯罪被害者等（本人やご家族）を支える様々な活動に役立てます。

犯罪被害者等支援活動は、決して個人ではできません。

被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

とやま被害者支援センターでは、犯罪被害者等支援活動に役立てるのには、皆様のご協力が必要です。

被害者等支援寄付型自動販売機で商品を購入していただくことによって、
その売上金（利益）の一部が「公益社団法人とやま被害者支援センター」
に寄付され、犯罪被害者等の支援活動に役立てることができます。

とやま被害者支援センターでは、新しく設置又は既存の自動販売機を
被害者等支援寄付型自動販売機に切り替えていただける個人・団体・企
業・各種学校様を、広く募集しております。

STEP1

被害者等支援寄付型
自動販売機で
ドリンク等を購入

STEP2

売上げの一部を
被害者支援センター
に寄付

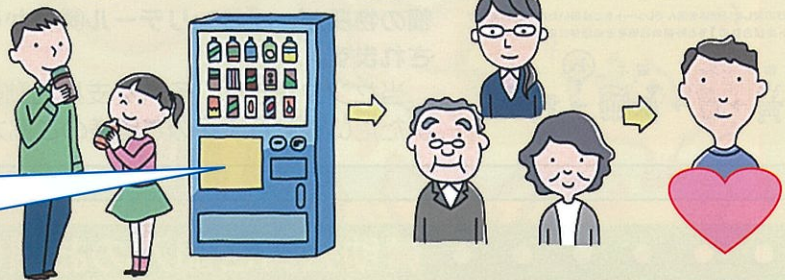
STEP3

犯罪被害に
遭われた方々への
支援活動に活用

このパネルが目印です。

この自動販売機の売上金の一部は
犯罪被害にあわれた方・ご家族・ご遺族の
支援のために
役立てられます。

（とやま被害者支援センター）



自動販売機の新設

本年度、被害者等支援（寄付型）自動販売機を新設していただき、ありが
うございました。

- ・北日本放送株式会社 様 1台
- ・株式会社吉田組（小矢部市）様 1台
- ・（公）滑川市体育協会 様 （滑川市スポーツ・健康の森公園） 2台



滑川市スポーツ・健康の森公園

～本でひろがる支援の輪～

ホンデリング

あなたの本のご寄付で、犯罪被害に遭われた方々への支援の輪が広がります。
あなたが不要になった本・CD・DVD・ゲームで
事件や事故に遭われた方々を支援できます。

ホンデリングとは？
あなたの不要になった本・CD・DVD・ゲームソフトが、
犯罪被害に遭われた方々への支援活動に活用されます。

ホンデリングの流れ
STEP 1 本・CD・DVD・ゲームソフトを寄附する
STEP 2 寄附品が犯罪被害に遭われた方々への支援活動に活用される
STEP 3 犯罪被害に遭われた方々への支援活動が広がる

このような本などが支援につながります

本の寄附
犯罪被害に遭われた方々への支援活動に活用されます。

CD・DVD・ゲームソフトの寄附
犯罪被害に遭われた方々への支援活動に活用されます。

参加方法 家までお電話ください ☎(076)413-7820

公益社団法人 とやま被害者支援センター

～本でひろがる支援の輪～

ホンデリング

ホンデリングとは、皆さんから不要になった本・CD・D
VD・ゲームソフト等を寄贈していただき、その売却代金
を、犯罪被害に遭われた方々への支援活動に役立てる
プロジェクトです。

皆様のご協力をお願いします。

まずは、お電話ください! 076-413-7820

募金箱の設置

県民の皆様が募金にご協力していただくことにより、被害者支援活動に貢献し、被害者等の方々の支援につながるようになります。

当センターでは、募金箱を設置させていただける施設や企業、団体のご協力をお願いしております。

(現在は県内64箇所に設置)



ご寄付ありがとうございました!



ありがとう
ございました!

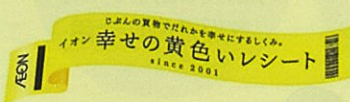
富山県警察の一所属から当センターにご寄付していただきました。

当センターでは、それを支援活動等に有効活用させていただいております。

皆様のご協力をお願いします。

幸せの黄色いレシートにご協力を!

毎月11日のイオン・デーは、幸せの黄色いレシートの日。



あなたが応援したい団体を選んでレシートをご提出いただくと、お買上げレシート金額合計の1%と同額の品物をその団体に寄贈します。



毎月11日にイオン高岡南店でお買い物をされ、受け取られた黄色のレシートを、店内に設置された幸せの黄色いレシートコーナーにある「当センターのボックス」に入れていただきますと、レシート合計金額の1%相当額の物品が、イオンリテール様から当センターに寄贈されます。

当センターでは、それを支援活動等に有効活用させていただいておりますので皆様のご協力をお願いします。



賛助会員ご加入のお願い!

私たちの活動は、皆様方の会費とご寄付等で支えられております。被害者等の方々が安心して相談できるセンターでありたいと、日々努力しています。センターの事業目的にご賛同いただける方のご入会やご寄付をお待ちしております。

●賛助会員とは

当センターの目的に賛同し、事業を財政面で支援する法人・団体または個人の皆様です。

●年会費

◎法人・団体会員 1口 10,000円

◎個人会員 1口 2,000円

会費については、金額(口数)に制限はありません。

●納入方法

1 郵便局

当センター発行の「払込取扱票」にご記入の上、お近くの郵便局でご入金願います。振込手数料は当センターで負担しますが、窓口、ATMを問わず現金で会費を振り込む場合は、1件あたり110円の加算料金が振込者の負担となります。(郵貯口座の通帳又はカードで支払いする場合は加算料金はかかりません。)

2 銀行

銀行お振込みをご希望の方は、

北陸銀行北電ビル出張所 普通預金口座 5025520

シャ) トヤマヒガイシャシエンセンター 宛にお願い申し上げます。

3 当センターに直接ご持参いただいても構いません。

編集後記

人生についてよく波に例えられます。「今、いい波が来ている。」と絶好調の人もいれば、「私の人生、波乱万丈、大波だらけ。」と嘆く人も…。

コロナの波も一波で収まるのかと思いきや、幾つもの波が押し寄せてきて小波になる度に一喜一憂する毎日が続きますね。今、何波目が来ているのかも分からなくなるくらい長引いているコロナ禍。

人生もコロナも押し寄せてくる波を避けるのではなく、その波をうまく乗りこなし、その渦に巻き込まれることなく乗り切る事が大切なかもしれません。(編集担当 T.H)

公益社団法人

とやま被害者支援センターだより 第40号

令和4年11月8日発行

発行/富山県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人とやま被害者支援センター

責任者/事務局長 小山 重一

事務局/〒930-0858 富山市牛島町5番7号

TEL: 076-413-7820 FAX: 076-471-7825

E-mail/jimukyoku@toyama-shien.com

ホームページ/http://www.toyama-shien.com

相談電話/076-413-7830



